



(証券コード3779)
J ESCOM HOLDINGS,INC.

第11期報告書

平成27年4月1日～平成28年3月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策を背景に企業収益、雇用・所得環境の改善傾向が続き、全体としては緩やかな景気回復基調で推移しました。しかしながら、中国を始めとする新興国や資源国の景気減速、日銀によるマイナス金利の導入等の影響もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、主要事業である理美容事業を中心に経営資源を投入してまいりました。その結果、理美容事業はOEM商品の受注等により業績が改善傾向にあるものの、全体としては更なる業績の改善が必要な状況となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は332百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業損失は26百万円（前連結会計年度は29百万円の営業損失）、経常損失は18百万円（前連結会計年度は66百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は50百万円（前連結会計年度は61百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、「衛星放送事業」は前連結会計年度で廃止しており、当連結会計年度より「広告代理事業」は「その他事業」に含めております。その結果、報告セグメントを「理美容事業」及び「教育コンサルティング事業」の2区分に変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

《理美容事業》

理美容事業におきましては、当連結会計年度におけるOEM商品の全体的な受注計画に遅れ及び一部営業活動の外注の影響が依然として生じておりますが、新規OEM商品の受注により当該事業における売上高は269百万円（前連結会計年度比8.8%増）となりました。

《教育コンサルティング事業》

教育コンサルティング事業につきましては、前連結会計年度におきまして新たにコンサルティング契約を締結し、当該事業における売上高は60百万円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

《その他事業》

海外商事事業及びその他事業につきましては、引き続き理美容関連商品に用いる容器販売及び広告媒体の仲介業務を行っておりますが、事業としては低調なものに留まっており、当該事業における売上高は2百万円（前連結会計年度比61.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成28年3月24日に第三者割当により3,529,500株の新株式（1株当たり発行価額85円）及び23,530個の新株予約権（1個当たり発行価額57円）を発行し、計301百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (平成25年3月期)	第9期 (平成26年3月期)	第10期 (平成27年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)	638	466	324	332
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△50	6	△66	△18
親会社株主に帰属す る当期純損失(△)(百万円)	△59	△7	△61	△50
1株当たり 当期純損失(△)(円)	△9.66	△1.22	△10.07	△8.10
総資産(百万円)	360	305	213	462
純資産(百万円)	173	167	96	351

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスコム	200百万円	100%	企業向け教育コンサルティング、その他事業
Escom China Limited	70百万円	— (100%) (注1)	海外事業持株会社
達楽美爾(上海) 商貿有限公司	100百万円	— (100%) (注2)	容器販売仲介業務、中国における日本企業向けコンサルティング
株式会社ウエルネス	10百万円	100%	理美容商材等の販売

(注) 1. Escom China Limitedは、当社子会社である株式会社エスコムが株式を100%保有する連結子会社であります。従いまして、同社の議決権比率は、当社子会社が保有する議決権の状況となります。

2. 達楽美爾(上海)商貿有限公司は、当社子会社であるEscom China Limitedが株式を100%保有する連結子会社であります。従いまして、同社の議決権比率は、当社子会社が保有する議決権の状況となります。

3. 株式会社エスコムは平成28年4月1日付で株式会社スーパに商号を変更しております。(以下、同様とします。)

4. 当事業年度末の末日における特定完全子会社の状況は、次の通りであります。

特定完全子会社の名称	株式会社エスコム
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂六丁目15番11号
当社及び完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	383百万円
当社の総資産額	462百万円

③ その他

重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

株式会社モール・オブ・ティーヴィーは当社の持分法適用会社でしたが、平成27年10月28日付で同社の株式の一部（3,100株）を譲渡し、議決権比率が14.92%となり、持分法適用関連会社に該当しないことになりました。

(4) 対処すべき課題

当社は、現在理美容事業及び教育コンサルティング事業を主な事業としておりますが、継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を確立することで、継続企業の前提に関する注記を解消することが重要な課題であることを認識しております。

そこで新たに女性誌「Soup.」の出版及び当該雑誌に関連する商標「Soup.plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンスビジネスを譲受けたことで新たに出版関連事業を開始し、それらのブランドを使用した化粧品の新規商品を展開することにより既存の理美容事業を含めたグループ全体の相乗効果を狙ったビジネスモデルの運営を行い、上記課題の克服を行って参ります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業内容	主要な業務
理美容事業	理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
教育コンサルティング事業	企業向け役職員教育コンサルティング業務

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

会 社 名	区 分	所 在 地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社	本 社	東 京 都 港 区
株 式 会 社 エ ス コ ム	本 社	東 京 都 港 区
E s c o m C h i n a L i m i t e d	本 社	中 国 香 港
達 楽 美 爾（上海）商 貿 有 限 公 司	本 社	中 国 上 海 市
株 式 会 社 ウ エ ル ネ ス	本 社	東 京 都 港 区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
19名	1名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5名	1名増	30.8歳	2.4年

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
さ わ や か 信 用 金 庫	9百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社エスコムは、平成28年2月29日の取締役会決議に基づき、平成28年4月1日付で株式会社モール・オブ・ティーヴィーより女性誌「Soup.」の出版事業を、また株式会社ジャック・メディア・キャピタルより当該雑誌に関連する商標「Soup.plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンス事業を譲受け、同日付で商号を株式会社スープに変更しております。

内容の詳細につきましては、連結注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 22,932,000株

② 発行済株式の総数 9,649,390株

（注）当社は平成28年3月24日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は3,529,500株増加しております。

③ 株主数 3,630名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丁 廣 鎮	2,353千株	24.38%
株式会社明日クリエイト	1,176千株	12.19%
株式会社ジャック	675千株	6.99%
株式会社イー・プレイヤーズ	250千株	2.59%
株式会社SBI証券	230千株	2.38%
株式会社大塚商会	150千株	1.55%
宮 川 貴 臣	131千株	1.36%
大商株式会社	114千株	1.18%
白 藤 昭 武	100千株	1.03%
佐 久 間 真 理	67千株	0.69%

（注）持株比率は自己株式（317株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

平成19年7月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,000個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 500,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
払込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 31,000円（1株当たり 310円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
資本組入額 155円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月21日から平成29年7月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の質入その他処分はできない。
新株予約権者の相続人が行使することができる。
その他新株予約権割当の対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	300個	30,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年2月29日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数	23,530個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式2,353,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり57円
新株予約権の払込期日	平成28年3月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき85円
新株予約権を行使することができる期間	平成28年3月24日から平成30年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を丁廣鎮氏に割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	嶺 井 武 則	営業推進本部長 株式会社エスコム代表取締役 株式会社ウエルネス代表取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司董事
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社エスコム取締役 株式会社ウエルネス取締役 達楽美爾（上海）商貿有限公司董事
取 締 役	関 口 博	関口博法律事務所代表
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社エスコム監査役 達楽美爾（上海）商貿有限公司監査役 株式会社ウエルネス監査役
監 査 役	土 屋 陽 一	
監 査 役	御 子 柴 健 治	

- (注) 1. 取締役関口博氏は社外取締役であります。
 2. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。
 3. 監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。
 4. 当社は、関口博氏、美濃部健司氏、土屋陽一氏、御子柴健治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 イ. 平成27年6月24日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、監査役横山泰彦氏は自己都合により退任いたしました。
 ロ. 平成27年6月24日開催の第10回定時株主総会において、新たに監査役御子柴健治氏は監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役関口博氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	13百万円 (0)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	1 (1)
合 計 (うち社外役員)	7 (5)	15 (1)

- (注) 1. 上記には平成27年6月24日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額100百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定方針を定めており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、職責及び業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定いたします。なお、決定方法につきましては、金銭報酬については取締役会の委任を受け、前述の方針に基づき代表取締役が決定いたします。監査役の報酬については、監査役会の協議により決定いたします。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役関口博氏は、関口博法律事務所代表です。当社と関口博法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・常勤監査役美濃部健司氏は、株式会社エスコム、達楽美爾（上海）商貿有限公司及び株式会社ウエルネスの監査役です。株式会社エスコム、達楽美爾（上海）商貿有限公司及び株式会社ウエルネスは当社の子会社です。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	関 口 博	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	美濃部 健 司	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会8回のすべてに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	土 屋 陽 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会8回のすべてに出席し、経営者としての経験を活かし、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	御子柴 健 治	平成27年6月24日就任以降当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また監査役会5回のすべてに出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

- ② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
- ③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危機に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。
- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
- ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
- ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。

- ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役3名で構成し、社外監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほかに必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

(2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

(3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適性について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

(5) 監査役監査について

監査役会は、社外監査役3名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役会の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

しかしながら、当期においては利益剰余金がマイナスとなっておりますので、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	403,226	流動負債	103,967
現金及び預金	356,447	支払手形及び買掛金	82,264
受取手形及び売掛金	40,274	1年内返済予定の長期借入金	6,252
たな卸資産	2,344	未払金	6,470
その他	4,564	未払費用	4,395
貸倒引当金	△404	未払法人税等	655
固定資産	59,745	賞与引当金	1,980
有形固定資産	26,832	その他	1,950
建物及び構築物	98	固定負債	7,345
工具、器具及び備品	355	長期借入金	3,631
土地	26,378	その他	3,714
無形固定資産	0	負債合計	111,313
投資その他の資産	32,912	(純資産の部)	
投資有価証券	24,684	株主資本	282,617
差入保証金	7,690	資本金	1,025,199
その他	536	資本剰余金	586,868
資産合計	462,971	利益剰余金	△1,329,357
		自己株式	△92
		その他の包括利益累計額	1,875
		為替換算調整勘定	1,875
		新株予約権	67,165
		純資産合計	351,658
		負債純資産合計	462,971

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		332,695
売上原価		194,436
売上総利益		138,259
販売費及び一般管理費		164,577
営業損失		26,318
営業外収益		
受取利息	730	
持分法による投資利益	8,360	
その他	51	9,143
営業外費用		
その他	1,810	1,810
経常損失		18,985
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
関係会社株式売却損	1,064	
投資有価証券評価損	28,392	29,456
税金等調整前当期純損失		48,427
法人税、住民税及び事業税		1,782
当期純損失		50,209
親会社株主に帰属する当期純損失		50,209

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 期首残高	875,196	436,864	△1,283,682	△92	28,285
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△50,209		△50,209
新株の発行	150,003	150,003			300,007
持分法適用範囲の変動			4,534		4,534
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	150,003	150,003	△45,675	—	254,332
平成28年3月31日 期末残高	1,025,199	586,868	△1,329,357	△92	282,617

	その他の包括利益累計額 為替換算調整勘定	新株予約権	純資産合計
	平成27年4月1日 期首残高		
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失			△50,209
新株の発行			300,007
持分法適用範囲の変動			4,534
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△526	1,341	815
連結会計年度中の変動額合計	△526	1,341	255,147
平成28年3月31日 期末残高	1,875	67,165	351,658

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しておりましたが、当連結会計年度においても、営業損失26,318千円及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当連結会計年度末の利益剰余金の額が△1,329,357千円となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、平成28年度の事業計画を策定し、収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じて参ります。具体的には、雑誌の出版及び関連する商標を使用するライセンスビジネス等を行う出版関連事業を新たに開始し、また当該新規事業と既存の理美容事業との相乗効果でグループ全体の収益機会を増やすことにより、売上及び利益の拡大を目指して参ります。

財務面につきましては自己資本比率が61.4%となりましたが、引き続き当社グループの主要事業である理美容事業及び新たに開始する出版関連事業において収益を拡大することで、収益体質の改善に注力して参ります。

しかしながら、理美容業界は他業種算入による競争激化により企業業績に関する不透明な状況は継続しており、新規事業についても開始したばかりであるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 株式会社エスコム

なお、平成28年4月1日付をもって、株式会社スープに商号変更を行っております。(以下、同様とします。)

Escom China Limited

達楽美爾(上海)商貿有限公司

株式会社ウエルネス

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 0社

持分法適用関連会社であった株式会社モール・オブ・ティーヴィーについては、平成27年10月28日付で当社保有の同社株式を一部譲渡したことにより持分比率が低下したため、みなし売却日を平成27年9月30日として持分法適用の範囲から除外しており、当連結会計年度においては同社の9月末までの損益が含まれております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日における計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ハ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,895千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,119,890	3,529,500	—	9,649,390
合計	6,119,890	3,529,500	—	9,649,390
自己株式				
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加3,529,500株は第三者割当による新株の発行による増加であります。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)
第6回新株予約権	普通株式	500,000
第7回新株予約権	普通株式	2,353,000

(注) 第7回新株予約権は、当連結会計年度において発行されたものであります。

6. 金融商品に関する注記

①金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な流動性の高い預金等に限定し、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

また、支払手形及び買掛金についてはそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。

②金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては（注2）をご参照下さい。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	356,447	356,447	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,274	40,274	—
(3) 差入保証金	7,690	5,584	△2,106
資産計	404,412	402,306	△2,106
(1) 支払手形及び買掛金	82,264	82,264	—
(2) 未払金	6,470	6,470	—
(3) 未払法人税等	655	655	—
(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	9,883	9,866	△16
負債計	99,273	99,256	△16

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

〈資産〉

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

〈負債〉

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 (※1)	24,684
預り保証金 (※2) (固定負債「その他」)	3,714

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	356,447	—	—	—
受取手形及び売掛金	40,274	—	—	—
合 計	396,721	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	6,252	3,631	—	—	—	—
合 計	6,252	3,631	—	—	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

①賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、京都府その他の地域において、遊休不動産を有しております。

②賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
26,378	—	26,378	37,843

(注) 当連結会計年度末の時価は、京都府の遊休不動産については、「不動産鑑定評価額」に基づいて算定した金額で、その他の遊休不動産については、主として「固定資産税評価額」に基づいて算定した金額です。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	29円48銭
(2) 1株当たり当期純損失	8円10銭

9. 重要な後発事象に関する注記

重要な事業の譲受

当社の連結子会社である株式会社エスコムは、平成28年2月29日の取締役会決議に基づき、平成28年4月1日付で株式会社モール・オブ・ティーヴィーより女性誌「Soup.」の出版事業を、また株式会社ジャック・メディア・キャピタルより当該雑誌に関連する商標「Soup. plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンス事業を譲受け、同日付で商号を株式会社スープに変更しております。

(1) 事業譲受の目的

当社の連結子会社であるエスコムは、教育コンサルティング事業を中心に活動しておりますが、ここ数年顧客の拡大が思うように進んでおりません。そこで出版及びライセンスビジネス等の新規事業を譲受け、それらの事業に関連するブランドを使用した化粧品等の物販を既存事業も含めて行うことにより、当社グループ全体の相乗効果が期待でき、当社グループ全体の企業価値が増大するものと考え、本事業を取得いたしました。

(2) 事業譲受の相手会社の名称

出版事業につきましては株式会社モール・オブ・ティーヴィーから、またライセンス事業につきましては株式会社ジャック・メディア・キャピタルより譲受けております。

(3) 譲受ける事業の内容

女性誌「Soup.」の出版事業及び当該雑誌に関連する商標「Soup. plus+」を付与することで収益を得るライセンス事業

(4) 譲受ける資産及び負債の額

譲受ける資産および負債として、出版事業につきましては、流動資産の内訳は売掛金及び前渡金等（56,898千円）、流動負債の内訳は買掛金等（18,137千円）であり、ライセンス事業につきましては、流動資産の内訳は前渡金（486千円）、流動負債の内訳は前受金等（7,110千円）であります。

(5) 事業譲受の時期

平成28年4月1日付で完了しております。

(6) 譲受価額

金114,628千円

（出版事業65,776千円、ライセンス事業48,852千円）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾典邦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していたが、当連結会計年度においても、営業損失26,318千円及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当連結会計年度末にマイナスの利益剰余金1,329,357千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社である株式会社エスコムは、平成28年2月29日の取締役会決議に基づき、平成28年4月1日付で株式会社モール・オブ・ティーヴィーより雑誌の出版事業を、株式会社ジャック・メディア・キャピタルより雑誌に関連したライセンス事業を譲受け、同日付で商号を株式会社スープに変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	42,931	流動負債	7,245
現金及び預金	41,153	未払金	3,516
前払費用	633	未払費用	2,219
その他	1,144	預り金	369
固定資産	408,401	賞与引当金	1,140
有形固定資産	55	負債合計	7,245
工具、器具及び備品	55	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株主資本	376,922
ソフトウェア	0	資本金	1,025,199
投資その他の資産	408,345	資本剰余金	586,868
投資有価証券	24,684	資本準備金	586,868
関係会社株式	383,661	利益剰余金	△1,235,043
		その他利益剰余金	△1,235,043
		繰越利益剰余金	△1,235,043
		自己株式	△101
		新株予約権	67,165
		純資産合計	444,087
資産合計	451,332	負債純資産合計	451,332

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		89,900
売 上 総 利 益		89,900
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		83,173
営 業 利 益		6,726
営 業 外 収 益		188
営 業 外 費 用		17
経 常 利 益		6,897
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	3,422	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28,392	31,815
税 引 前 当 期 純 損 失		24,917
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,302
当 期 純 損 失		26,219

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合		
平成27年4月1日 期首残高	875,196	436,864	436,864	△1,208,823	△1,208,823	△101	103,134
事業年度中の変動額							
当期純損失				△26,219	△26,219		△26,219
新株の発行	150,003	150,003	150,003				300,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	150,003	150,003	150,003	△26,219	△26,219	-	273,787
平成28年3月31日 期末残高	1,025,199	586,868	586,868	△1,235,043	△1,235,043	△101	376,922

	新株予約権	純資産合計
平成27年4月1日 期首残高	65,824	168,958
事業年度中の変動額		
当期純損失		△26,219
新株の発行		300,007
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,341	1,341
事業年度中の変動額合計	1,341	275,128
平成28年3月31日 期末残高	67,165	444,087

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度においてマイナスの利益剰余金を計上していましたが、当事業年度において当期純損失26,219千円を計上したことにより、利益剰余金の額が△1,235,043千円となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、平成28年度の事業計画を策定し、収益体質を改善するための対応策を講じて参ります。具体的には、教育コンサルティングサービスの拡充により、取引先企業の業務効率化や業績向上に貢献し、業務委託報酬の増収につなげることで収益の拡大に努めて参ります。

財務面につきましては自己資本比率が83.5%となりましたが、引き続き付加価値の高い教育コンサルティング事業を実施していくことによる営業収益の拡大により財務内容を改善して参ります。

しかしながら、取引先の業績が悪化することにより当社のコンサルティング収入の減少につながる懸念等を考慮し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ②その他有価証券（時価のないもの） 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 3～5年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支払いに充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 344千円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ウエルネス 9,883千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 78,200千円

営業取引以外の取引高 385千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	317	—	—	317
合計	317	—	—	317

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

税務上の繰越欠損金 19,255千円

投資有価証券評価損否認 312,140千円

その他 620千円

繰延税金資産小計 332,016千円

評価性引当額 △332,016千円

繰延税金資産合計 ー千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容又は職業	議決権割合等 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エスコム	200,000	教育コンサルティング事業等	所有直接 100.0	役務の提供 資金の借入 役員の兼任	コンサルティング料	26,000	—	—
						資金の返済	9,250	—	—
						利息の支払	17	—	—
						第三者割当増資の引受	300,000	—	—
子会社	㈱ウエルネス	10,000	理美容商材販売	所有直接 100.0	役務の提供 資金の貸付 役員の兼任	コンサルティング料	48,000	—	—
						貸付金の回収	10,000	—	—
						利息の受取	84	—	—
						債務保証	9,883	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① ㈱エスコム並びに㈱ウエルネスへの役務の提供については、コンサルティング契約に基づき、業務内容を勘案して決定しております。
- ② ㈱エスコムからの借入利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。
- ③ 第三者割当増資の引受は、当社が株式会社エスコムの行った第三者割当増資を1株につき0.12円で引き受けたものであります。
- ④ ㈱ウエルネスへの貸付利率については、市場金利を勘案し、双方協議の上決定しております。
- ⑤ ㈱ウエルネスの債務保証については、同社の銀行借入に対して行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容又は 職業	議決権等 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主(個人)	丁 廣 鎮	—	—	被所有 直接 24.4	—	第三者割当 増資	200,005	—	—
						関係会社株 式の譲渡	24,180	—	—
						譲渡損	3,422	—	—

- (注) 1. 第三者割当増資は、当社が行った第三者割当増資を丁廣鎮氏が1株につき85円で引き受けたものであります。
2. 株式の譲渡については、第三者機関の評価額を参考に価格を合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 39円06銭
- (2) 1株当たり当期純損失 4円23銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾典邦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度においてマイナスの利益剰余金を計上していたが、当事業年度において当期純損失26,219千円の計上により、マイナスの利益剰余金1,235,043千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 美濃部 健 司 ⑩

社外監査役 土 屋 陽 一 ⑩

社外監査役 御子柴 健 治 ⑩

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQ市場)
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.j-escom.co.jp/ (ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱い出来ませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○单元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*）	特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711（通話料無料）
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手続き書類のご請求方法]</p> <p>○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料）</p> <p>○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/</p> </div>

（*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	



〒107-0052 東京都港区赤坂六丁目15番11号

TEL (03) 5114-0761 (代表)